



2012年5月22日

「LT会」会報第12-10号(総109号)

上海LTコンサルティンググループ

『女子従業員労働保護特別規定』の公布

2012年4月28日、国務院は『女子従業員労働保護特別規定』を公布、施行しました。

同規定の公布と同時に廃止された『女子従業員労働保護規定』(1988年7月21日公布)及び従来の関連規定と比べて、主な変更点は下表のようにまとめるので、ご参考になれば幸甚です。

『女性従業員労働保護特別規定』変更ポイント		
項目	元規定(1988)	現規定(2012)
賃金下げ 及び労働 契約解除	『女性従業員労働保護規定』第四条 妊娠、出産、授乳期間、基本賃金を下げたり、労働契約を解除してはならない。	『女性従業員労働保護特別規定』第五条 妊娠、出産、授乳期間であることにより、賃金を下げたり、解雇したり、その者との労働或いは任用契約を解除してはならない。
	『女性従業員労働保護規定』第七条 ・国の規定する第3級の肉体労働強度の労働及び妊娠期間中に従事するのを避けなければならない労働に従事させてはならない。 ・通常の労働日以外に時間外労働をさせてはならない。 ・元の労働に堪えることができないものに対しては、医療機関の証明に基づき、労働量を軽減する或いはその他の適応できる労働を割り振らなければならない。	『女性従業員労働保護特別規定』第六条 本来の労働に適応できない場合、雇用単位は医療機関の証明にもとづき、労働量を軽減する或いはその他の適応できる労働を割り振らなければならない。
妊娠7ヶ月 以上	『女性従業員労働保護規定』第七条 妊娠7ヶ月以上(7ヶ月を含む)の女性従業員に対しては、通常、夜勤労働を割り振ってはならない。また、労働時間内に一定の休憩時間を設けなければならない。	『女性従業員労働保護特別規定』第六条 妊娠7ヶ月以上の女性従業員に対しては、雇用単位は労働時間を延長する或いは夜勤労働を割り振ってはならず、かつ労働時間内に一定の休憩時間を設けなければならない。
	『女性従業員労働保護規定』第七条 労働時間内の出産前検査を受ける場合は、その時間を労働時間に算入しなければならない。	『女性従業員労働保護特別規定』第六条 労働時間内に行う出産前検査に要する時間は、労働時間に算入する。
出産前検査	『女性従業員労働保護規定』第八条 出産休暇は90日。 その内、出産前は15日。 難産の場合は15日追加。 多胎児を出産する場合は、1人増えるごとに15日追加。	『女性従業員労働保護特別規定』第七条 出産休暇は98日。 その内、出産前は15日。 難産の場合は15日追加。 多胎児を出産する場合は、1人増えるごとに15日追加。
	『女性従業員の生育待遇の若干問題についての通知』第一条 4ヶ月未満で流産: 医務部署の意見により、15日~30日。 満4カ月で流産: 42日。	『女性従業員労働保護特別規定』第七条 4ヶ月未満で流産: 15日。 満4カ月で流産: 42日。



SUPPORTING
CHINA

LT CONSULTING GROUP

出産休暇 期間の賃 金	『女性従業員の生育待遇の若干問題について の通知』第一条	『女性従業員労働保護特別規定』第八条
	出産休暇期間も賃金は正常に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・出産保険加入者:雇用単位が前年度の従業員月平均賃金の基準にもとづいて出産保険基金から支給する。 ・出産保険未加入者:女性従業員の出産休暇前賃金の基準にもとづいて雇用単位が支給する。
出産医療 費用	『女性従業員の生育待遇の若干問題について の通知』第二条	『女性従業員労働保護特別規定』第八条
	検査費、出産費、手術費、入院費、医療費は雇用単位が負担する。	<ul style="list-style-type: none"> ・出産保険加入者:出産保険基金から支給する。 ・出産保険未加入者:雇用単位が支給する。
授乳期間	『女性従業員労働保護規定』第九条	『女性従業員労働保護特別規定』第九条
	<ul style="list-style-type: none"> ・1勤務時間内に2回、それぞれ30分間 ・多胎児を出産した場合は、30分間/子追加。 ・女性従業員は1勤務時間内の2回の授乳時間をまとめて利用することができる。 ・授乳時間及び当該単位における授乳のための移動時間も労働時間に算入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1労働日に1時間。 ・多胎児を出産した場合、1時間/子追加。
授乳期間 の残業	『女性従業員労働保護規定』第十条	『女性従業員労働保護特別規定』第九条
	<ul style="list-style-type: none"> ・国の規定する第3級の肉体労働強度の労働及び授乳期間中に従事するのを避けなければならない労働に従事させてはならない。 ・労働時間を延長させてはならない。 ・通常、夜勤労働を割り振ってはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1歳未満の乳児に授乳する女性従業員について ・労働時間を延長させてはならない。 ・夜勤労働を割り振ってはならない。
セクハラ禁 止	規定無し	『女性従業員労働保護特別規定』第十一条 労働場所において、雇用単位は女性従業員に対するセクシャルハラスメントを予防し制止しなければならない。
計画出産 の違反	『女性従業員労働保護規定』第十五条	規定無し
	女性従業員が国の計画出産に関する規定に違反する場合、その労働保護は、国の計画出産に関する規定に従い処理しなければならない。本規定は適用しない。	

以上